



国民経済計算の平成23年基準改定 に向けて

平成28年9月15日
経済社会総合研究所
国民経済計算部

目次

総論

- | | |
|----------------------------|----|
| 1. 国民経済計算の「基準改定」とは | 3P |
| 2. 平成23年基準改定の内容 | 4P |
| 3. 2008SNAの概要 | 5P |
| 4. 我が国における2008SNA対応の経緯 | 6P |
| 5. 平成23年基準の推計結果公表スケジュール | 7P |
| 6. 平成23年基準改定による名目GDP水準への影響 | 8P |

2008SNAへの主な対応(各論)

- | | |
|---------------------|-----|
| 1. 研究・開発(R&D)の資本化 | 11P |
| 2. 特許等サービスの扱いの変更 | 13P |
| 3. 防衛装備品の資本化 | 14P |
| 4. 所有権移転費用の取扱い精緻化 | 15P |
| 5. 中央銀行の産出額の明確化 | 15P |
| 6. 雇用者ストックオプションの記録 | 16P |
| 7. 定型保証の取扱いの精緻化 | 16P |
| 8. 企業年金の年金受給権の記録の改善 | 17P |
| 9. 一般政府と公的企業間の例外的支払 | 18P |
| 10. 国際収支統計との整合 等 | 19P |

その他の主な変更(各論)

- | | |
|---------------------------|-----|
| 1. 国際比較可能性を踏まえた経済活動別分類の変更 | 21P |
| 2. 概念・定義等の変更 | 22P |
| 3. 各種基礎統計の反映 | 22P |
| 4. 各種推計手法の見直し | 23P |

1. 国民経済計算の「基準改定」とは

- ① 「産業連関表」、「国勢統計」、「住宅・土地統計」など経済・社会の構造を把握するため約5年ごとに作成される大規模かつ詳細な基礎統計の最新版を取り込み、過去の計数を再推計する作業。約5年ごとに実施
- ② 反映する「産業連関表」の対象年を「基準年」とし、名目値＝実質値（デフレーター＝100）の年とする
- ③ 基準改定時には、各種の概念・定義の変更や推計手法の見直しも併せて実施

※前回の基準改定は平成23年度に実施した「平成17年基準改定」

当時最新の「平成17年産業連関表」等を取り込むとともに、自社開発ソフトウェアの資本化や、FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）の導入、固定資産・固定資本減耗の推計手法の抜本的見直し等も実施

2. 平成23年基準改定の内容

本年末に、最新の基準改定となる「平成23年基準改定」を実施

- ① 最新の「平成23年産業連関表」(平成27年6月に確報公表)等を取り込み、基準年を現行の平成17(2005)年から平成23(2011)年に変更
- ② 加えて、国際連合で加盟国合意の下採択された国民経済計算の最新の国際基準である「2008SNA」(研究・開発の資本化等)に対応

* 統計法（平成19年法律第53号）第6条では、国民経済計算について、国際連合の定める国際基準に準拠するものと規定されている。

* 現行の国際基準である「1993SNA」には、平成12(2000)年に実施された「平成7年基準改定」で対応

- ③ また、各種の概念・定義の変更や推計手法の見直し等も実施
 - 経済活動別分類の国際比較可能性の向上
 - 供給・使用表の枠組みを活用した推計精度の向上
 - 建設部門の産出額の推計手法の見直し

等

- ④ 平成6(1994)年に遡って20年超の系列を再推計・公表

* 通常の基準改定時には、一般的に過去10年程度を遡及

3. 2008SNAの概要

前身の1993SNAをベースに、それ以降の経済・金融環境の変化に対応(4分野に集約)

①非金融(実物)資産の範囲の拡張等

- 研究・開発(R&D)の資本化(⇒11~13P)
- 防衛装備品の資本化(⇒14P)
- 所有権移転費用の取扱い精緻化(⇒15P) 等

②金融資産・負債のより精緻な記録

- 雇用者ストックオプションの記録(⇒16P)
- 企業年金受給権の記録の改善(⇒17P)
- 定型保証の取扱いの精緻化(⇒16P) 等

③一般政府や公的企業の取扱精緻化

- 一般政府と公的企業間の例外的支払の取扱いの精緻化(⇒18P)
- 中央銀行の産出の明確化(⇒15P) 等

④国際収支統計との整合

- 財貨の輸出、輸入における所有権移転原則の徹底(⇒19P)
(加工用財貨、仲介貿易の記録) 等

(※) 主な内容を掲載。なお、2008SNAには、「一般政府や公的企業の取扱精緻化」に関連して、政府諸機関の一般政府や公的企業への分類基準の明確化が盛り込まれているが、我が国では平成17年基準改定において既に実施済。

4. 我が国における2008SNA対応の経緯

年 月	経 緯	関連基礎統計の2008SNA対応
平成23年3月 平成23年12月 平成24年4月～	「公的統計の整備に関する基本的な計画(第I期)」(統計委員会の諮問・答申を経て平成21年3月閣議決定)を踏まえ、内閣府の工程表(※)の中で平成17年基準改定の次の基準改定で対応する方針を公表 (国民経済計算の「平成17年基準改定」実施) 内閣府経済社会総合研究所における検討	
平成25年3月	「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じた具体的な方針の検討(～平成26年7月)	
平成26年3月	「公的統計の整備に関する基本的な計画(第II期)」(統計委員会の諮問・答申を経て平成26年3月に閣議決定)において基準改定を行う平成28年度中に2008SNAに対応する方針が決定	「国際収支統計」(財務省・日本銀行)において2008SNAと整合的な国際基準(BPM6)に準拠
9月	統計委員会に「国民経済計算の作成基準の変更」諮問 ↓ 統計委員会国民経済計算部会における審議 ↓	
平成27年3月 12月	統計委員会より「国民経済計算の作成基準の変更」答申 「次回基準改定及び2008SNAへの対応に向けた今後の予定等」を公表	
平成28年3月		「資金循環統計」(日本銀行)において2008SNAに対応した見直し実施
12月	国民経済計算の「平成23年基準改定」実施予定	

※内閣府「基本計画の工程表及びプロジェクトチームの基本的考え方」

5. 平成23年基準の推計結果公表スケジュール

公 表 物		時 期	内 容
四半期速報	平成28年7-9月期 GDP2次速報値	平成28年12月8日	GDP(支出側)や内訳項目、雇用者報酬等
年次推計	平成27年度年次推計 フロー編(支出系列)		
	同 フロー編(生産、分配系列等)	平成28年12月下旬	国民所得、貯蓄、純貸出／純借入、プライマリーバランス 等 ※一部のストック系列を含む
	同 ストック編	平成29年1月中旬	固定資産残高、正味資産(国富)、キャピタルゲイン・ロス 等 ※一部のフロー系列を含む

なお、以上の推計結果公表に先立ち、平成28年11月中に、統計法に基づく「国民経済計算の作成基準」（平成27年3月統計委員会答申）の告示のほか、「国民経済計算の作成方法」、「平成27年度国民経済計算年次推計 利用上の注意」等の公表を予定。

6. 平成23年基準改定による名目GDP水準への影響(1) ～基準年(平成23(2011)暦年)～

	金額 ^(注1)	改定前GDP比 ^(注2)	影響する主な需要項目
全 体	19.8兆円	4.2%	
うち 2008SNA対応	19.6兆円	4.2%	
研究・開発(R&D)の資本化	16.6兆円	3.5%	民間企業設備 公的固定資本形成
特許等サービスの扱い変更	1.4兆円	0.3%	財貨・サービスの純輸出
防衛装備品の資本化	0.6兆円	0.1%	公的固定資本形成
所有権移転費用の扱い精緻化	0.9兆円	0.2%	民間住宅
中央銀行の産出額の明確化	0.2兆円	0.0%	政府最終消費支出
うち その他	0.2兆円	0.0%	各項目

(注1)現時点の暫定値であり、本年末の基準改定公表までに変更がありうる。また、あくまで平成23年への影響であり、影響・要因は年によって異なる。

(注2)支出側の名目GDPとして評価。つまり、改定前GDPは、平成17年基準における平成23(2011)暦年の名目GDP(支出側)。

6. 平成23年基準改定による名目GDP水準への影響(2) ～基準年(平成23(2011)暦年)～

	改定前(17年基準)	改定後(23年基準) ^(注1)	改定差 ^(注1)	改定前GDP比(寄与度)
国内総生産(GDP)	471.6兆円	491.4兆円	19.8兆円	4.2%
民間最終消費支出	284.2兆円	286.3兆円	2.0兆円	0.4%
民間住宅	13.4兆円	14.3兆円	0.9兆円	0.2%
民間企業設備	63.1兆円	69.4兆円	6.3兆円	1.3%
民間在庫変動	-1.9兆円	1.0兆円	2.9兆円	0.6%
政府最終消費支出	96.1兆円	99.2兆円	3.1兆円	0.7%
公的固定資本形成	20.5兆円	23.9兆円	3.4兆円	0.7%
公的在庫変動	0.0兆円	0.0兆円	-0.0兆円	-0.0%
財貨・サービスの純輸出	-4.0兆円	-2.7兆円	1.3兆円	0.3%
(再掲)総固定資本形成 ^(注2)	97.1兆円	107.6兆円	10.5兆円	2.2%

(注1)現時点の暫定値であり、本年末の基準改定公表までに変更がありうる。また、あくまで平成23年への影響であり、影響は年によって異なる。

(注2)総固定資本形成は、民間住宅、民間企業設備、公的固定資本形成の合計。

2008SNAへの主な対応（各論）

1. 研究・開発(R&D)の資本化(1)

2008SNAにおける位置づけ

- R&Dは、知識ストックを増加させ、それを活用して新たな応用を生むような創造的活動
- R&Dへの支出(フロー)について、原則として、1993SNAのように中間消費でなく、総固定資本形成に記録。その蓄積の結果であるストックは固定資産(内訳としては知的財産生産物)として記録
- 特許実体は、固定資産としてのR&Dに内包される扱い(1993SNAでは無形非生産資産)

		平成17年基準 (1993SNA準拠)	平成23年基準 (2008SNA準拠)
市場生産者	研究機関	R&D産出額を記録 主な需要先は中間消費	R&D産出額を記録 主な需要先は総固定資本形成
	企業内研究開発	R&D産出額を記録せず (R&Dの費用は各種生産費用に内包)	R&D産出額を記録 主な需要先は総固定資本形成
非市場生産者 (大学、国立研究開発法人等)		費用積上げで計測する 全体の産出額に内包 主な需要先は最終消費支出(政府最終消費支出等)	R&D産出額を明示的に記録 主な需要先は総固定資本形成

GDP水準への影響

- 総固定資本形成が増加

GDP水準への影響

- R&Dの支出分、政府／対家計非営利団体最終消費支出から、総固定資本形成へ振替
- 新たに計上されるR&Dの固定資産から発生する減耗分、政府／対家計民間非営利団体最終消費支出が増加(※)

(※) 非市場生産者の産出額は生産費用の合計により計測されるため、新たに固定資産に計上されるR&Dから発生する減耗についても生産費用を構成し、産出額に反映される。

1. 研究・開発(R&D)の資本化(2)

R&D産出額、総固定資本形成

(R&Dの産出額)

- 国際的なガイドラインに準拠した「科学技術研究統計(SRD)」等を使用して、2008SNAや諸外国の取扱いを踏まえ、R&Dに要した費用の合計により推計
- 産出額 = 中間投入 + 雇用者報酬^(※) + 固定資本減耗 + 生産・輸入品に課される税 - 補助金 + 固定資本収益(純)^(※※)

(R&Dの総固定資本形成)

- 総固定資本形成 = R&Dの産出額 + 研究開発サービスの純輸入^(※※※)
- 支出項目としては、民間企業設備(民間企業、対家計民間非営利団体分)や公的固定資本形成(公的企業、一般政府分)に記録
- 2008SNAや諸外国の取扱いを踏まえ、R&Dへの支出は全て総固定資本形成として扱う

償却率、デフレーター

(償却率)

- R&Dの固定資産や減耗の計測にあたり、他の固定資産と同様、定率法の下、恒久棚卸法(PIM)により推計
- その際、償却率には、国際的にも一般的な平均使用年数10年を想定して設定。大宗を占める製造業は、生産技術・知識に関する陳腐化のスピードを考慮して、産業毎に設定(平均使用年数として9~15年)

(デフレーター)

- 投入コスト型により推計(諸外国と同様)

備考

(※) 大学等は、「科学技術研究統計」の人件費に教育分が含まれるため別途研究専従分を推計

(※※) 固定資本収益(純)は非市場生産者分には加算されない

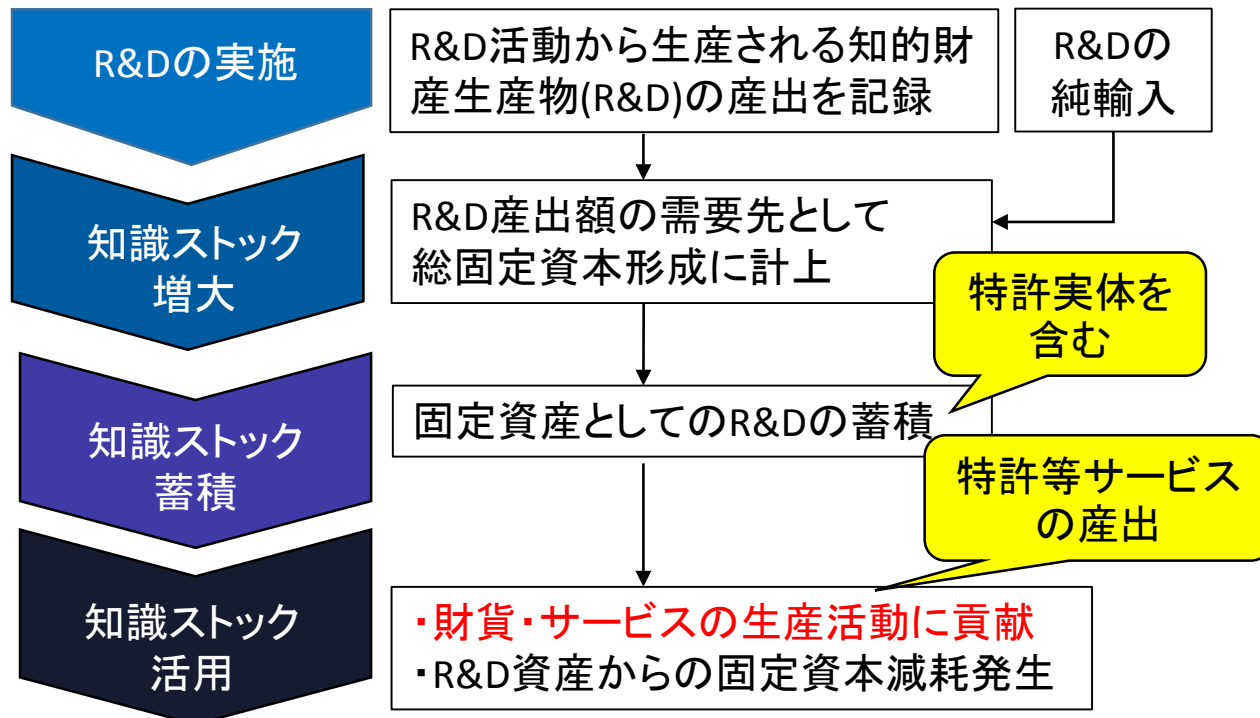
(※※※) 「国際収支統計」の「研究開発サービス」の支払-受取

2. 特許等サービスの扱いの変更

2008SNAにおける位置づけ

- 特許実体は、固定資産としてのR&Dに内包される扱い(1993SNAでは無形非生産資産)
- 特許実体がライセンス下で利用が許諾される場合のライセンシーからライセンサーへの使用料の支払いについて支払形態等に応じて、サービスの支払(中間消費)または資産取得(総固定資本形成)に対する支払として記録

R&D活動における特許実体や使用料の位置づけ



	平成17年基準	平成23年基準
特許実体	R&Dとともに特許実体は、固定資産の対象外	R&D資本化に伴い、特許実体を固定資産(R&D)に含めて記録
特許権使用料	財産所得として記録(生産の境界外)	特許等サービスという財貨・サービスの産出とそれに対する支払として記録(生産の境界内)

特許等サービスの純輸出入分(「国際収支統計」の産業財産権等使用料)の受取一支払がGDP水準の増加要因

※国内の需要先はすべて中間消費と整理

3. 防衛装備品の資本化

2008SNAにおける位置づけ

- 政府による戦車や艦艇等の購入は、防衛サービスの生産に継続して使用されるものとして、1993SNAのように中間消費でなく、総固定資本形成として記録し、その蓄積を固定資産として記録
- また、一回限り使用される弾薬等の増減分を中間消費でなく在庫変動に、またその蓄積を在庫として記録

	平成17年基準	平成23年基準
考え方	政府のサービス生産に継続して使用されない(一年内で費消)	政府の防衛サービスの生産に一年を超えて継続して使用される
記録方法	防衛装備品への支出(フロー)はいずれも中間消費として記録。 →ストック(資産)は記録せず	- 戦車、艦艇等への支出(フロー)は総固定資本形成、ストックでは固定資産(防衛装備品)として記録。 - 弾薬類の増減(フロー)は在庫変動、ストックでは在庫資産として記録。

- 防衛装備品のフロー(産出や需要)については、防衛省の決算書類や製造業関連の各種基礎統計をもとに推計
- 固定資産や固定資本減耗推計に際しての償却率は防衛省資料等をもとに種類ごとに設定(平均使用年数に換算して15~35年)

GDP水準への影響

- 戦車・艦艇等の購入分、政府の中間消費が減少し、政府最終消費支出が減少するとともに、公的固定資本形成が増加(支出項目の振替)。新たに計上される防衛装備品の固定資産から発生する減耗分、政府最終消費支出が増加
- なお、在庫計上分は、在庫変動と政府最終消費支出の振替のみ(GDP水準への影響なし)

(注) 防衛費の大宗を占める人件費や糧食費、油購入費等は資本化の対象外

4. 所有権移転費用の取扱い精緻化

2008SNAにおける位置づけ

- 資産の取得や処分に係る所有権移転費用について、その発生時に総固定資本形成として記録
- これに係る固定資本減耗について、原則、対象となる資産の取得後、取得者が当該資産を保有すると予想される期間をかけて記録

平成17年基準	平成23年基準
- 設備等に係る商業・輸送費等は総固定資本形成に記録 - 対象となる資産と一体化して、資産の平均使用年数で減耗を記録	- 新たに、住宅・宅地の売買に係る不動産仲介手数料を所有権移転費用として総固定資本形成に記録 - 住宅資産の一所有者あたりの平均的な保有期間で減耗を記録。

不動産仲介手数料分の総固定資本形成(住宅投資)が
GDP水準の増加要因

5. 中央銀行の産出額の明確化

2008SNAにおける位置づけ

- 中央銀行の産出を、金融仲介(市場生産)、金融政策サービス(非市場生産)、その他(市場または非市場生産)に分け、非市場生産分は生産費用の合計で計測
- 非市場産出分は、一般政府の最終消費に記録し、同額を中央銀行(金融機関)から政府への経常移転に記録

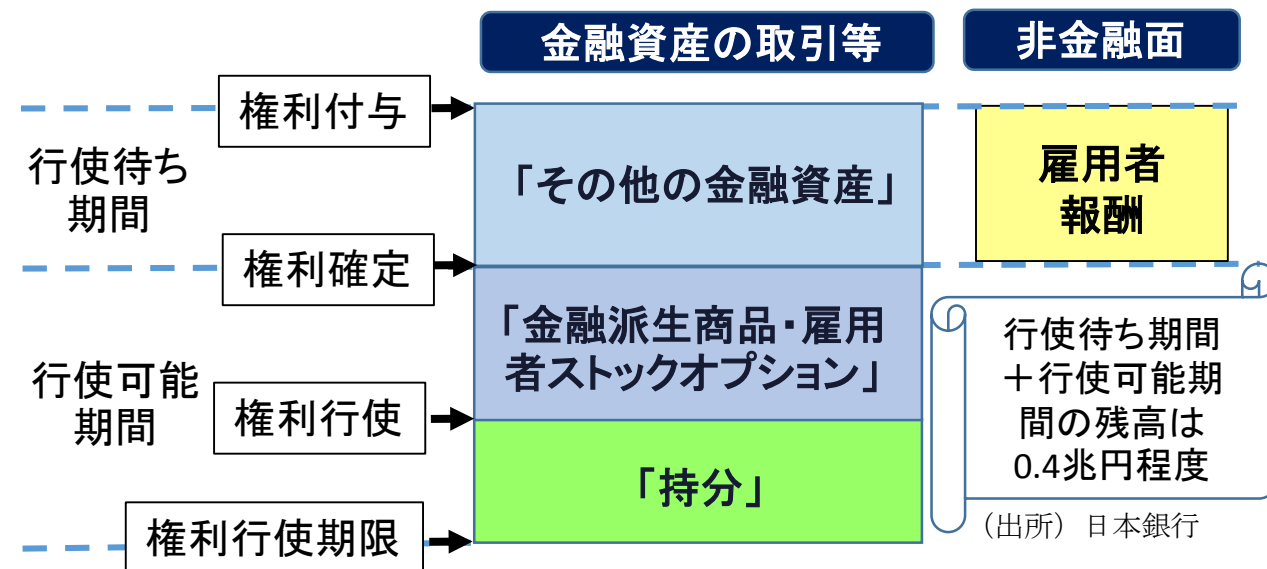
平成17年基準	平成23年基準
- 中央銀行の産出額は、生産費用の合計として計測 - 産出額から各種受入手数料を控除した残りについて、金融機関が中間消費するものと扱う	- 中央銀行の産出額は、生産費用の合計として計測 - 産出額から各種受取手数料を控除した残りについて、一般政府の最終消費支出に記録。同額を中央銀行から一般政府への経常移転に記録

生産費用から受取手数料を控除した非市場産出分について、政府最終消費支出を通じてGDP水準の増加要因

6. 雇用者ストックオプションの記録

2008SNAにおける位置づけ

- 企業が役職員に付与する株式の購入権。権利付与から権利確定時点までの期間にはその価値を雇用者報酬(賃金・俸給)及び家計の金融資産に記録
- 権利確定から権利行使時点までの期間には「金融派生商品・雇用者ストックオプション」という金融資産に振替



(※) 家計部門から見た場合。雇主企業にとっては負債を記録

7. 定型保証の取扱いの精緻化

2008SNAにおける位置づけ

- 保証のうち、定型化された小口の保証(定型保証)については、新たに非生命保険と同様に産出額や経常取引、金融資産・負債の取引・残高を記録
- 金融資産・負債の「保険・年金・定型保証」の内訳として「定型保証支払引当金」を新設

(定型保証として計上する範囲)

- 住宅ローン保証、信用保証制度 等

(定型保証支払引当金の新設)

- 「定型保証支払引当金」として、債務肩代わりに対応するための引当金＋未経過保証料を、定型保証機関の負債、債務者(保証対象ローン借り手)の資産に記録
- ※定型保証支払引当金の残高は2.5兆円程度

(2008SNA対応後の「資金循環統計」 (日本銀行) より)

8. 企業年金の年金受給権の記録の改善

2008SNAにおける位置づけ

- 雇用関係をベースとする社会保険に係る金融資産・負債や関連する取引の記録に発生主義の考え方を貫徹
- 確定給付型の企業年金等について、
 - ・ 「年金受給権」残高は、企業が家計に約束した将来給付額の割引現在価値を記録(家計の資産、年金基金の負債)
 - ・ 積立不足分(運用者である年金基金(金融機関)の運用資産と年金受給権(負債)の差)は、「年金基金の対年金責任者債権」(年金基金の資産、雇主企業の負債)に記録
 - ・ 「年金受給権」のフロー＝社会負担－社会給付。うち「雇主の社会負担」は、実際の掛金支払でなく、一年間の勤務に対する対価として発生した受給権の増分、「家計の追加社会負担」(財産所得「年金受給権に係る投資所得」を迂回計上)は、実際の運用収益ではなく、前期末の受給権残高に割引率を乗じた概念上の利子額を、それぞれ記録。

(雇用関係をベースとする確定給付型の制度の範囲)

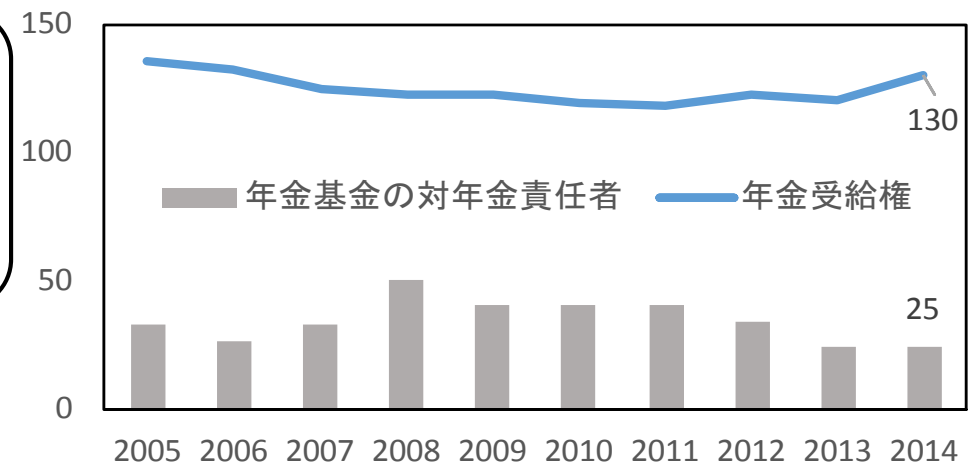
- ・ 「退職給付会計基準」の対象となる企業年金(確定給付企業年金、厚生年金基金)と退職一時金

(関連項目の計上方法の変更)

- ・ 「年金受給権」残高は、現行でも上場企業中心に発生主義により記録しているが、23年基準では、これを一国ベースで記録
- ・ 積立不足分を「年金基金の対年金責任者債権」として明示的に記録(現行は上場企業中心に「未収金・未払金等」に記録)
- ・ 「雇主の社会負担」は、実際の掛金でなく企業会計の「勤務費用」を、「家計の追加社会負担」は、実際の運用収益ではなく企業会計の「利息費用」をもとにそれぞれ推計

家計の金融資産や雇用者報酬等に影響

(兆円) 確定給付型の年金受給権等の推移(年度末)



(出所) 2008SNA対応後の「資金循環統計」(日本銀行)より 17

9. 一般政府と公的企業の間の例外的支払

2008SNAにおける位置づけ

- 公的企業から一般政府への例外的な支払(高額で不定期な支払)は、支払側(公的企業)の蓄積された準備金または資産の売却によってなされる場合は、金融取引である「持分」の引出しとして記録
- 一般政府から公的企業への例外的支払については、①公共政策の目的の結果として発生した累積損失を賄うものは非金融取引の「資本移転」、財産所得としての確実な収益期待がある場合は金融取引である「持分」の追加として記録

(例外的支払の範囲)

- 特別な立法措置がとられるものと定義
- うち公的企業から一般政府への支払については、支払の原資が資産の売却や積立金の取崩しであるもの

(例外的支払の記録方法の変更)

- 現行では、公的企業から一般政府への例外的支払は「資本移転」として記録しているが、平成23年基準では、一般政府による持分の引出し(減少)と、見合いの現金・預金の増加として記録
※一般政府から公的企業への支払で扱いに変更があるものはない
- これにより、国民経済計算上の一般政府のプライマリーバランスに影響(ただし、政策運営上のプライマリーバランスではこうした特殊要因の大半は控除されている)

純貸出(+)/純借入(-)の推計において扱いを変更する 公的企業から一般政府への例外的支払

年度	資金の流れ	根拠法	金額
1998~ 2002	郵便貯金特別会計 ⇒ 一般会計	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律	各年 0.2兆円
2006	財政投融资特別会計⇒ 国債整理基金特別会計	財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律	12兆円
2007	日本郵政公社 ⇒ 一般会計	日本郵政公社法(公社解散時の規定)	約1兆円
2008	財政投融资特別会計 ⇒一般会計、国債整理基金特別会計	財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律等	計約11.3 兆円
2009	財政投融资特別会計 ⇒ 一般会計	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律	約7.3兆円
2010	財政投融资特別会計 ⇒ 一般会計	同上	約4.8兆円
2011	財政投融资特別会計 ⇒ 一般会計	東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律	約1.1兆円
	(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ⇒ 一般会計		約1.2兆円

10. 国際収支統計との整合 等

2008SNAにおける位置づけ

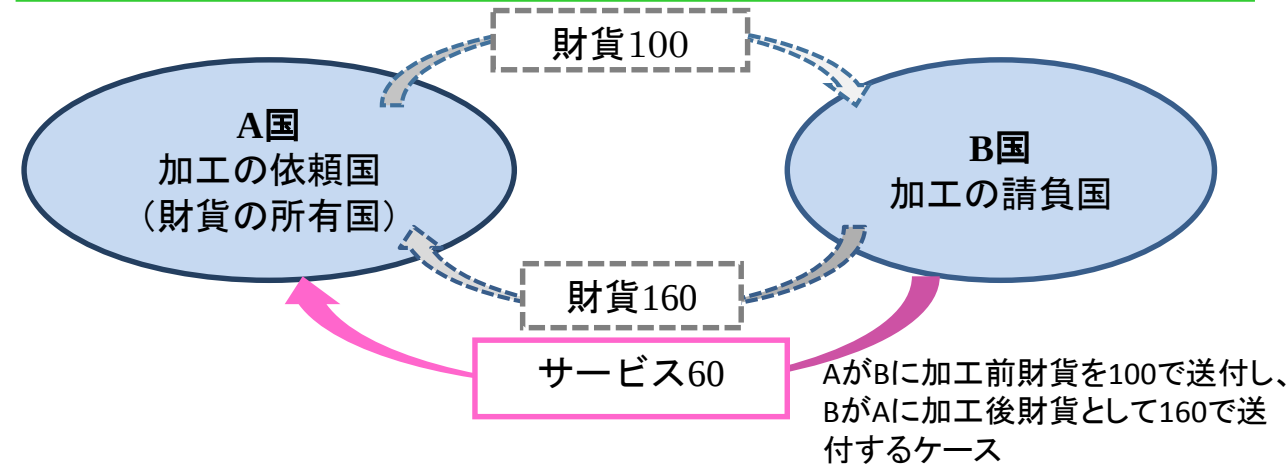
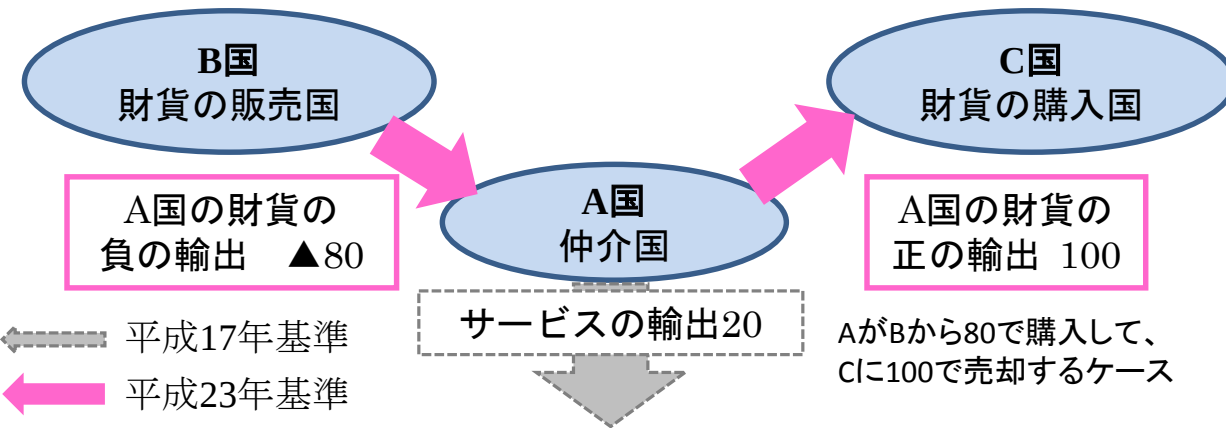
- 国際収支マニュアル第6版(BPM6)と整合的に、財貨の輸出入を所有権移転ベースで記録するという原則を徹底
- 仲介貿易(居住者が、非居住者から財貨を購入し、自国に財貨を入れることなく、非居住者に転売): 購入を財貨の負の輸出、売却を正の輸出に記録
- 加工用財貨(所有権が加工依頼国に残り、加工請負国に移転されない場合): 請負国が依頼国から受け取る加工賃をサービスとして記録

(仲介貿易)

- GDP(支出側)の財貨・サービスの輸出入について、現行では売買差額分を「サービス」の輸出に記録しているが、平成23年基準では、「財貨」の輸出として記録

(加工用財貨)

- GDP(支出側)の財貨・サービスの輸出入について、現行では加工前後の財貨の往来を「財貨」の輸出入としているが、平成23年基準では、加工賃の受払を「サービス」の輸出入に記録



資本サービス量の計測

- 2008SNAでは、市場生産者について、資本サービス量(生産に使用される固定資産等の各期における生産への貢献(フロー))を計測するよう推奨。基準改定後できるだけ速やかに一国の市場生産者分の資本サービス量の公表を検討。

その他の主な変更（各論）

1. 国際比較可能性を踏まえた経済活動別分類の変更

- 生産側GDPを計測するための「経済活動別分類」について、国際比較可能性を向上させる観点から、国際標準産業分類 (ISIC Rev.4) とできる限り整合的となるよう見直し
- これにより、従前の「産業」「政府サービス生産者」「対家計民間非営利サービス生産者」の区分(1968SNAの区分)を取り止めるとともに、サービス業が細分化

平成17年基準
1. 産業
(1) 農林水産業
(2) 鉱業
(3) 製造業
(4) 建設業
(5) 電気・ガス・水道業
(6) 卸売・小売業
(7) 金融・保険業
(8) 不動産業
(9) 運輸業
(10) 情報通信業
(11) サービス業
2. 政府サービス生産者
(1) 電気・ガス・水道業
(2) サービス業
(3) 公務
3. 対家計民間非営利サービス生産者
(1) サービス業



平成23年基準	(参考) ISIC Rev.4 大分類
1. 農林水産業	A. 農林漁業
2. 鉱業	B. 鉱業及び採石業
3. 製造業	C. 製造業
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	D. 電気、ガス、蒸気及び空調供給業 E. 水供給業、下水処理、廃棄物処理及び浄化活動
5. 建設業	F. 建設業
6. 卸売・小売業	G. 卸売・小売業；自動車・オートバイ修理業
7. 運輸・郵便業	H. 運輸・保管業
8. 宿泊・飲食サービス業	I. 宿泊・飲食業
9. 情報通信業	J. 情報通信業
10. 金融・保険業	K. 金融・保険業
11. 不動産業	L. 不動産業
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業	M. 専門、科学及び技術サービス業 N. 管理・支援サービス業
13. 公務	O. 公務及び国防、強制社会保障事業
14. 教育	P. 教育
15. 保健衛生・社会事業	Q. 保健衛生及び社会事業
16. その他のサービス業	R. 芸術、娯楽、レクリエーション業 S. その他のサービス業

(備考)

- 「平成17年基準」の「産業」及び「平成23年基準」は経済活動別大分類、「平成17年基準」の「政府サービス生産者」「対家計民間非営利サービス生産者」は国民経済計算年報付表2「経済活動別の国内総生産・要素所得」における分類
- 平成23年基準の経済活動別中分類、小分類は、平成23年基準改定結果公表までに公表する予定
- 平成23年基準の国民経済計算年報の「経済活動別の国内総生産・要素所得」(名目)においては、各経済活動別分類に含まれる一般政府、対家計民間非営利団体分を別途集計して(再掲)として計上することを検討

2. 概念・定義等の変更

(各種項目の概念・定義の変更)

- 事業税(※)について、「生産・輸入品に課される税」から「所得・富等に課される経常税」に変更
※法人事業税や個人事業税のほか地方法人特別税を含む
- 役員賞与について、「財産所得」の「配当」から、「雇用者報酬」の「賃金・俸給」に変更
- 公費負担医療給付(※※)について、「現物社会移転以外の社会給付」の「社会扶助給付」から、「現物社会移転」の「現物社会移転(市場産出の購入)」に変更
※※生活保護等における医療扶助分
- 政府諸機関の分類について、(ア)特許特別会計を一般政府から公的非金融企業に、(イ)自動車検査独立行政法人(平成20年度以降)を一般政府から公的非金融企業に、(ウ)食料安定供給特別会計(平成19～25年度)の業務勘定を公的非金融企業から一般政府に、それぞれ変更等

(各種項目名の変更)

- 在庫品増加⇒在庫変動
- 現物社会給付等(※※※)⇒現物社会移転(市場産出の購入)
- 商品・非商品販売(※※※)⇒財貨・サービスの販売

※※※政府最終消費支出の計測に使用される項目

3. 各種基礎統計の反映

(産業連関表)

- 「平成24年経済センサス-活動調査」等を活用して作成された、最新の「平成23年産業連関表(確報)」をベンチマークとして取り込む
- 加えて、「平成12-17-23年接続産業連関表」や過去の接続表の情報を可能な範囲で反映

(国勢統計)

- 調査結果が利用可能な最新の国勢統計である「平成22年国勢調査」を取込み(雇用者数や雇用者報酬の推計に反映)

(住宅・土地統計)

- 最新の「平成25年住宅・土地統計調査」とともに、前回基準改定で反映できなかった「平成18年調査」の情報を取込み(住宅賃貸料の推計に反映)

(その他)

- 在庫変動の推計(平成23年)に「平成24年経済センサス-活動調査」の情報を反映
- 固定資産や固定資本減耗の推計について、「民間企業投資・除却調査」の平成18年度から26年度調査までの9年分(前回基準改定では3年分)の情報を取込み等

*なお、平成23年基準改定時より、固定資産の実質値を公表予定

4. 各種推計手法の見直し

供給・使用表の枠組み活用

- 支出面と生産面のGDPは、概念的には一致。実際には基礎資料や推計アプローチの違いがあり、統計上の不突合が発生
※支出面はコモディティ・フロー法、生産面は付加価値法等により推計
- 平成23年基準改定では、基準年以降、「供給・使用表(SUT)」の枠組みを活用することなどにより、統計上の不突合を縮減させる取組を実施
- コモディティ・フロー法等から推計される財貨・サービス別の「中間消費」と付加価値法等から推計される財貨・サービス別の「中間投入」について、財貨・サービスごとの特性を踏まえて突合・調整を図る
- こうしたSUTの枠組みを活用した調整は、「工業統計」(確報)等を用いて推計される「第二次年次推計」の計数について、その翌年に「第三次年次推計」として実施

年次推計の呼称と公表時期等

呼称	公表時期	主な基礎統計等
第一次年次推計(現在の確報)	年度終了9か月後	経済産業省生産動態統計等
第二次年次推計(現在の確々報)	年度終了1年9か月後	工業統計(確報)等
第三次年次推計	年度終了2年9か月後	(SUTの枠組みの活用)

- 第一次年次推計は、本年末に作成・公表する平成27年度分より、基礎統計の利用可能な時期との兼ね合いから、「工業統計」(速報)等から「経済産業省生産動態統計」等を用いた推計手法に変更

建設部門の産出額の推計手法の見直し

	平成17年基準	平成23年基準
基準年	17年産業連関表に基づく	23年産業連関表に基づく
基準年以外	建設活動に要したインプット (中間消費、雇用者報酬等) の動きを活用	工事出来高ベースの基礎 統計(「建設総合統計」等) の動きを活用

延長推計値が、結果として事後的に分かる次の基準年の値と乖離する傾向

- 本見直しにより、平成23年基準の基準年である平成23年の建設部門の産出額は現行よりも約1.7兆円下方改定されるとともに、過去分も含めて水準、伸び率が改定される見込み
(例)平成25年の対前年伸び率は、現行の5.8%から11.3%に上方改定の見込み 等

その他の推計手法の見直し(主なもの)

- 「統計上の不突合」の縮減を図る観点から、国民経済計算年報フロー編の主要系列表1「国内総生産(支出側)」と付表1「財貨・サービスの供給と需要」に記録する純輸出の整合性を向上
- 賃金・俸給のうち役員報酬について、役員賞与の概念変更や各種基礎統計の取込みとともに、非役員との給与格差に係る推計手法を見直し
- 鉱物探査・評価について、現行のように1年内の償却ではなく、複数年かけて償却するものとし、固定資産(ストック)に計上

(参考) 供給・使用表の枠組み活用のイメージ

